	同時に給油することができる自動車の数が六以上	四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 角田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 多賀城市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 登米市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 栗原市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上 四　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 大崎市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

宮城県のうち 刈田郡のうち蔵王町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 刈田郡のうち七ヶ宿町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 柴田郡のうち大河原町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 亘理郡のうち亘理町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五十キロリットル以上 五　容量二十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 宮城郡のうち利府町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること